

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町の高齢者人口は減少傾向にありますが、総人口に占める割合は上昇傾向にあり、今後は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるなど、人口構造が変化し、介護や福祉、在宅医療のニーズが増大することが見込まれます。

また、ひとり暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化、所得格差の広がりなどを背景として福祉課題は多様化・複雑化しています。

本町では、「第7期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第7期計画」という。）を策定し、令和7（2025）年に向けて地域包括ケアシステムを深化・推進させ、高齢者一人一人が尊厳を保ち、住み慣れた地域で自分らしく自立していきいきと生活できるまちづくりを進めてきました。

この度、第7期計画の施策の実施状況を評価し、国や県の動向、各種調査、地域の課題を踏まえ、令和7（2025）年に向けてめざす方向性は継続しつつ、さらに団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22（2040）年を見据え、「第8期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

（1）法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しました。

（2）関連計画との整合

上位計画である「第2次北広島町長期総合計画」、「北広島町地域福祉計画」、関連計画である「北広島町健康増進計画（第2次計画）」、「北広島町第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」、「第2期北広島町障害者福祉計画・第5期北広島町障害福祉計画」等との整合性を図り策定しました。

さらに、広島県の「ひろしま高齢者プラン」、「広島県保健医療計画」等との整合性を図りました。

3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年を計画期間とします。

また、令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据え、地域の介護・福祉需要等を踏まえて計画を策定します。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	～	令和 22年度 (2040)
令和 7(2025)年を見据える							令和 22(2040)年を見据える			
第7期計画									～	
			第8期計画							
						第9期計画				

4 第8期計画において記載を充実する事項

- 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る広島県との情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備